

皆さんご存知ですか？「はかり」には2年に1回の「定期検査」があることを！

平成30年度、石垣市は「はかり」の検査の対象となっています。下記の日程で検査会場を設けてありますので、取引や証明のため「はかり」を使用している事業者さんは、検査を受けるようお願いします。

| 検査会場 | 実施日 | 時間 |
|-------------------|---------------|------------------|
| 宮良自治公民館 | 平成30年8月14日（火） | 午前9時30分～午前11時30分 |
| 白保自治公民館 | 平成30年8月14日（火） | 午後1時30分～午後3時30分 |
| 石垣市IT事業支援センター | 平成30年8月16日（木） | 午前9時30分～午後4時 |
| 石垣市健康福祉センター | 平成30年8月17日（金） | 午後1時30分～午後4時 |
| 川平自治公民館 | 平成30年8月20日（月） | 午前10時30分～午後1時30分 |
| 川原自治公民館 | 平成30年8月27日（月） | 午前10時30分～午後3時30分 |
| 石垣市公設市場 | 平成30年8月29日（水） | 午後1時30分～午後4時30分 |
| 伊野田自治公民館 | 平成30年8月31日（金） | 午前10時30分～午後3時30分 |
| 沖縄県八重山合同庁舎1階第1会議室 | 平成30年9月4日（火） | 午前9時30分～午後3時30分 |

【問い合わせ先】 沖縄県八重山事務所 総務課：0980-82-3040 石垣市企画部 商工振興課：0980-82-1533

介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払いについて

石垣市では、利用者の経済的負担軽減を目的として「介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い」を開始します。

「受領委任払い」とは、福祉用具販売事業者または住宅改修事業者と利用者の合意のもと、事業者は利用者からの費用の1割から3割を利用者負担分として受け取り、残り7割または9割の保険給付分は市が利用者から委任された事業者を支払うという方法です。

1. 受領委任払いの開始

平成30年8月以降の福祉用具購入及び住宅改修事前申請（工事着工前）受付分からとなります。

2. 登録の方法

受領委任払いを行う事業者は、事前に石垣市への登録が必要になります。

「受領委任払い事業者登録申請書」（様式第1号）

詳しくは介護長寿課給付認定係 87-6022（直通）へご連絡ください。

島あっちいモニターツアー参加者募集中♪

離島観光・交流促進事業（島あっちい）とは？

沖縄県内の離島の魅力を知ってもらうための体験プログラムや地元の人との交流が楽しめるモニターツアーへの参加者を募集します。モニターツアーに参加しアンケート（10枚程度）に答えて頂く事で、モニターツアー費の60～70%を沖縄県が補助します。頂いたご意見は、今後の島の観光振興に活用いたします。

募集期間

平成30年6月1日～平成31年1月5日（予定）。毎月、1日・16日（休日にあたる場合は、その前日）に募集内容を更新します。詳細は、島あっちいホームページ（<https://acchi.okinawa/>）をご覧ください。

申込方法

①ホームページ：「島あっちい」で検索！②FAXでのお申し込み：0120-101-853 ③郵送でのお申し込み〒900-0015 那覇市久茂地2-3-10 RBCメディアセンタービル5階（株）パム・ココリエーション内 島あっちい事務局まで ※申込み用紙の入手は、島あっちい事務局へお問い合わせ下さい。

留意事項

①沖縄県に住所を有する方が対象です。②5歳未満は、父母同伴による参加は可能ですが、助成対象ではありません。③6歳以上18歳未満は、父母同伴を必須とします。④18歳以上20歳未満は、保護者の同意が必要です。⑤決められた行程に参加いただき、アンケートに答えていただく必要があります。⑥離島から参加の場合は、本島までの移動にかかる航空賃・船舶乗船料について離島割引額を上限に往復分全額助成します。

【島あっちいに関するお問い合わせ先】 098-866-5941 平日9:00～18:00（土日祝祭日除く）